

業務管理体制の整備について

1 概要

障害者自立支援法（現 障害者総合支援法）及び児童福祉法の改正（24年4月1日施行）により、障害福祉サービス事業者等の不正事案の再発を防止し、障害福祉サービス事業等運営の適正化を図るため、法令遵守等に係る業務管理体制の整備を義務付け、事業者の本部等に対する立入検査権の創設及び不正事業者による処分逃れ対策などが新たに規定されました。

これに伴い、すべての事業者は、法人単位で業務管理体制整備に関する届出書を関係行政機関に届け出ることとされました。

整備すべき業務管理体制は、事業者（法人単位）の事業所等の数に応じて定められています。また、届出先の関係行政機関は、事業所等の展開状況によって異なります。

2 業務管理体制を整備する必要がある事業者

すべての障害福祉サービス事業者及び児童福祉サービス事業者は法人単位で、業務管理体制を整備し、関係行政機関に届け出る必要があります。

3 整備すべき業務管理体制

(1) 概要

事業所等の数に応じ、下表のとおり異なります。

業務管理体制の内容			業務執行状況の監査の定期的な実施
		法令遵守規程の整備	法令遵守規程の整備
	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任
※事業所等の数	1以上20未満	20以上100未満	100以上

※注意点

事業所等の数とは、その指定を受けたサービス種別ごとに一事業所等と数えます。事業所番号が同一でも、サービス種類が異なる場合は、異なる事業所として数えます。例えば、同一の事業所が、居宅介護事業所と重度訪問介護事業所としての指定を受けている場合、指定を受けている事業所は2つとなります。

(2) 法令遵守責任者について

何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）以下「法」という。）に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選定することを想定しています。

法務部門を設置していない法人の場合は、法人内部の法令遵守を確保することができる者を選任してください。

なお、代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではありません。

(3) 法令遵守規程について

少なくとも、事業所の従業員に、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、法人の実態に即したもので構いません。事業所数の関係で該当する法人は、任意様式にて別途届出が必要となります。

(4) 業務執行状況の監査について

法人が既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役が法令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって「業務執行の状況の監査」とすることができます。

なお、この監査は、法人の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。

また、規定では監査は定期的に行うこととされていますが、「定期的」な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年 1 回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど効率的かつ効果的に行うことが望まれます。事業所数の関係で該当する法人は、任意様式にて別途届出が必要となります。

4 届出様式等

届出が必要になる事由に応じ、下表のとおり異なります。

なお、愛知県以外に届け出る場合は、様式が異なりますので、届出先の各行政機関にご照会ください。

(1) 現在、事業所を運営している法人及び法人として新規で障害福祉サービス事業及び児童福祉サービス事業を始める場合

届出書類の名称	様式
障害者総合支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書	様式1号
児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書	様式2号
事業所一覧	事業所一覧

※障害者総合支援法及び児童福祉法上の該当条文ごとに様式1号、様式2号、事業所一覧を作成する必要がありますのでご注意ください。

(2) 業務管理体制の届出事項の変更があった場合

届出書類名称	様式
障害者総合支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書 (届出事項の変更)	様式3号
児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書 (届出事項の変更)	様式4号

◎次の場合に該当すれば変更の届出が必要となります。

- ①法人の種別、名称 (フリガナ)
- ②主たる事務所の所在地、電話、FAX 番号
- ③代表者氏名 (フリガナ)、生年月日
- ④代表者の住所、職名
- ⑤事業所名称等及び所在地
- ⑥法令遵守責任者の氏名 (フリガナ) 及び生年月日
- ⑦業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- ⑧業務執行の状況の監査の方法の概要

★注意点

- 1 業務管理体制の変更届と通常の指定事業所の変更届は、制度上の位置づけが異なりますので各々で届出が必要となります。
- 2 法人として業務管理体制の届出を既に行い、今後新規事業所を開設した場合、又は複数の事業所の1事業所を廃止した場合で当初と比べて事業所等の数に変更が生じても、**整備する業務管理体制に変更がなければ届出の必要はございません**。つまり法人として事業所の数に増減が生じたのみでは届出の必要がないということになります。

5 届出先関係行政機関及び届出方法

(根拠法令：障害者総合支援法第 51 条の 2、第 51 条の 31 及び児童福祉法第 21 条の 5 の 25)

(1) 届出先等

事業所等の展開状況に応じ、下表のとおり異なりますのでご注意ください。

	事業所等の展開状況	届出先関係行政機関	届出先住所・電話番号
①	事業所等が 2 以上の都道府県に所在する法人	厚生労働省(社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室)	〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課(監査指導室) TEL03-5253-1111(内線 3009)
②	次のサービスのみを行う法人であって、全ての事業所が 同一市町村内 に所在する法人 ・指定特定相談支援事業者 ・指定障害児相談支援事業者 ※ 1	事業所等のある市町村	事業所等のある市町村
③	①②以外の法人 ※ 2	愛知県健康福祉部障害福祉課 ※指定都市及び中核市は届出先ではございません	〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2 愛知県健康福祉部障害福祉課(事業所・地域生活支援 G) TEL052-954-6317

※ 1 【届出先についての注意点】

業務管理体制整備について、指定特定相談支援、指定一般相談支援及び指定障害児相談支援の指定を受けている場合の届出先に、誤解等が生じやすいのでご注意ください。

パターン① 法人として、一つの市町村のみで指定特定相談支援及び指定障害児相談支援の指定を受けている場合

→指定特定相談支援・・・当該市町村に届け出る(様式 1 号+事業所一覧)

→指定障害児相談支援・・・当該市町村に届け出る(様式 2 号+事業所一覧)

パターン② 法人として、一つの市町村のみで指定一般相談支援、指定特定相談支援及び指定障害児相談支援の指定を受けている場合

→指定一般相談支援+指定特定相談支援・・・様式 1 号+事業所一覧(様式 1 号+事業所一覧)

→指定障害児相談支援・・・当該市町村に届け出る(様式 2 号+事業所一覧)

※2 【複数のサービスの指定を受けている場合の届け出先について】

例1 A法人は、B県で生活介護、就労継続支援B型及び一般相談支援の指定を受け、更にC市から特定相談支援及び障害児相談支援の指定を受けている場合。

●指定を受けているサービス・届出書類及び届出先

- ①生活介護・就労継続支援B型 →様式1号+事業所一覧
- ②一般相談支援・特定相談支援 →様式1号+事業所一覧
- ③障害児相談支援 →様式2号+事業所一覧

→B県へ
 →B県へ
 →C市へ

例2 D法人は、E県で生活介護及び就労継続支援B型の指定を受け、更にF市から特定相談支援及び障害児相談支援の指定を受けている場合。

●指定を受けているサービス・届出書類及び届出先

- ①生活介護・就労継続支援B型 →様式1号+事業所一覧
- ②特定相談支援 →様式1号+事業所一覧
- ③障害児相談支援 →様式2号+事業所一覧

→E県へ
 →F市へ
 →F市へ

【届出書作成にあたっての注意点】

※一般相談支援及び特定相談支援とその他の障害福祉サービスとでは、根拠条文が異なります。つまり、上記の例の①と②について、届出様式が同じ様式第1号となっておりますが、根拠条文が異なるため各々で準備する必要があります。

第1号様式

障害者総合支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書

平成 年 月 日

愛知県知事 殿

事業者 名称

障害福祉サービス

一般相談支援・特定相談支援

代表者氏名

印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号

1	届出の内容	(1) ①法第51条の2第2項、②第51条の31第2項関係 (整備) (2) ①法第51条の2第4項、②第51条の31第4項関係 (区分の変更)
---	-------	--

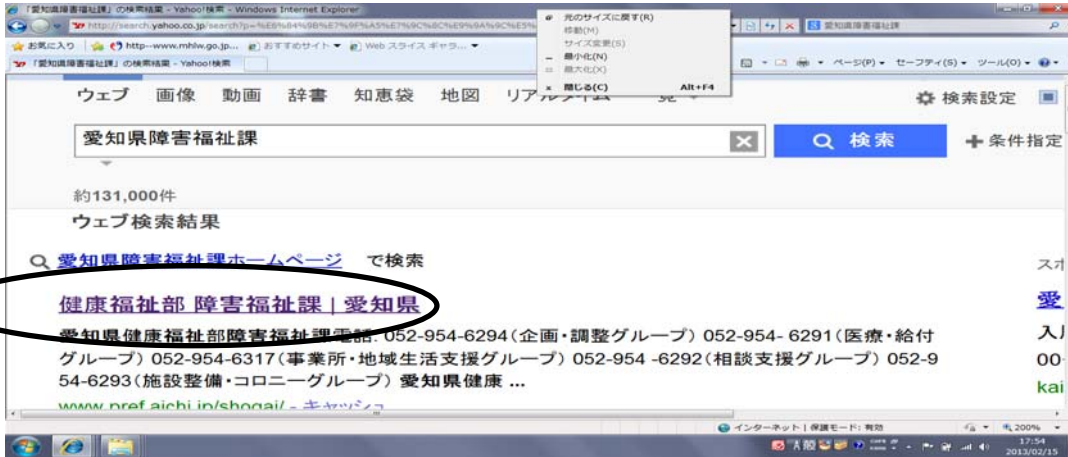
※業務管理体制に関する変更届出書の届け出先について、上記例1であればB県及びC市へ、例2であれば、E県及びF市へそれぞれ届出る必要があります。

(2) 様式、記入要領及び記入例

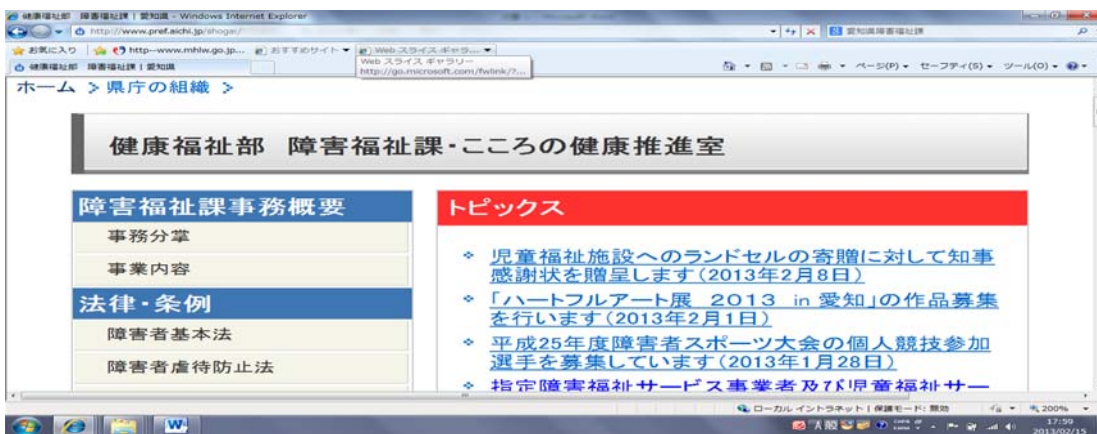
具体的様式、記入する上での注意点は、愛知県健康福祉部障害福祉課のホームページをご参照ください。

【参考】

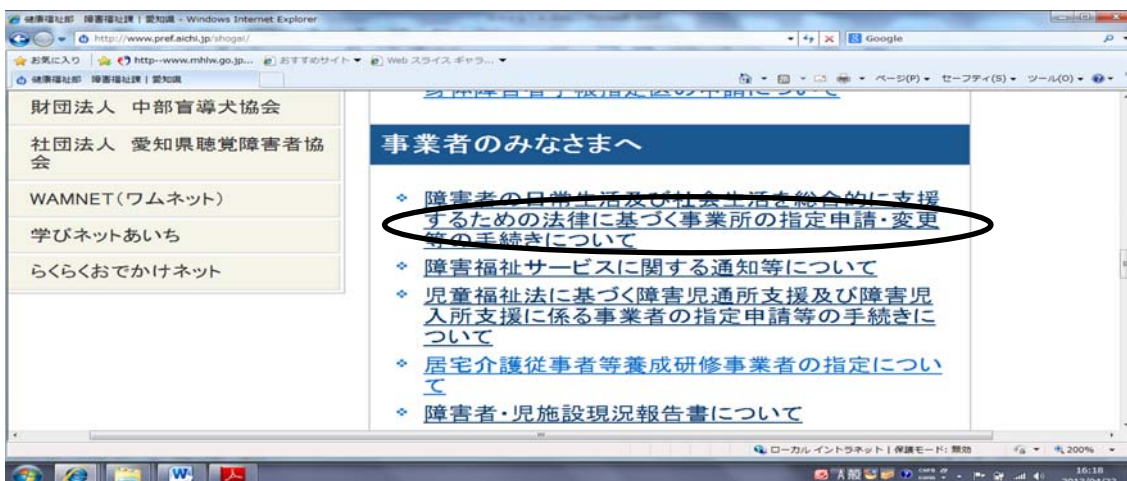
① Google、yahoo等の検索エンジンで『愛知県障害福祉課』を検索



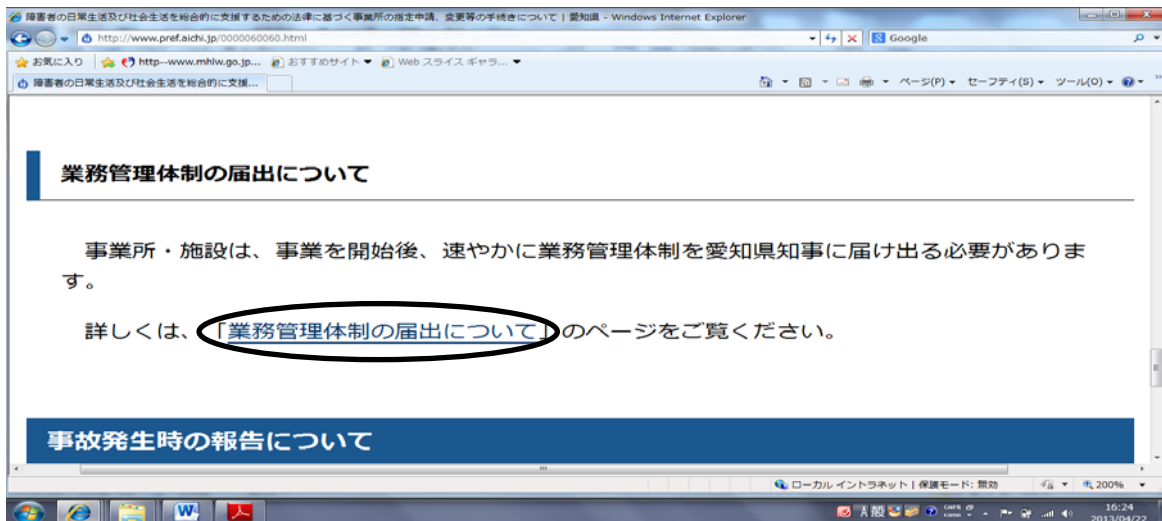
② 『健康福祉部障害福祉課 愛知県』をクリック



③ 中央部の青色の事業所のみなさまへの『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所の指定申請・変更等の手続きについて』をクリックする



④ 下部に「業務管理体制の届出について」があるため、その部分をクリックする。



⑤ 「業務管理体制の届出について」をクリックすると、下記画面が表示されます。



- | | |
|-------|-----------------------------|
| 様式第1号 | 障害者総合支援法に基づく業務管理体制に関する届出書 |
| 様式第2号 | 児童福祉法に基づく業務管理体制に関する届出書 |
| 様式第3号 | 障害者総合支援法に基づく業務管理体制に関する変更届出書 |
| 様式第4号 | 児童福祉法に基づく業務管理体制に関する変更届出書 |